

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-----------------------------|----|--|-----------------------------|----|---|
| 別表（第2条、第3条関係） | | | 別表（第2条、第3条関係） | | |
| 組織 | | 職員 | 組織 | | 職員 |
| [略] | | | [略] | | |
| 知事 の 事 務 部 局 | 本庁 | 企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 技監 副部長 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席 I L C 推進監 地域振興室長 <u>国体室長</u> 廃棄物特別対策室長 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 I L C 推進監 調整監 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 組織行革担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 秘書広報室の主任主査及び主査（調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限 | 知事 の 事 務 部 局 | 本庁 | 企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 技監 副部長 <u>副室長</u> 副局長 出納局長 担当技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進室長 首席 I L C 推進監 地域振興室長 廃棄物特別対策室長 <u>医療政策室長</u> 医師支援推進室長 雇用対策・労働室長 競馬改革推進室長 総括課長 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 I L C 推進監 調整監 <u>医師支援推進監</u> 出納指導監 課長及び担当課長（部局等若しくは出納局又は室課等の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 給与人事担当課長 組織行革担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務学事課の特命課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 指導審査課長 主任主査及び主査（部局等又は出納局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 秘書広報室の主任主査及び主査（調査に関する事務を担当する者に限 |

る。) 人事課の給与人事又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長

| | | |
|---|------------------|-----------|
| 出 | [略] | |
| 先 | 福岡事務所 | [略] |
| 機 | <u>工業技術集積</u> | <u>所長</u> |
| 関 | <u>支援センター</u> | |
| | 先端科学技術 研究センター | [略] |
| | [略] | |

[略]

る。) 秘書課の主任主査及び主査(秘書の事務を担当する者に限る。) 人事課の給与人事又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査(財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。) 法務学事課の主任主査及び主査(法務に関する事務を担当する者に限る。) 管財課の主任主査及び主査(庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。)並びに守衛長

| | | |
|---|------------------|-----|
| 出 | [略] | |
| 先 | 福岡事務所 | [略] |
| 機 | | |
| 関 | | |
| | 先端科学技術 研究センター | [略] |
| | [略] | |

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。